

た医療に関する苦情・相談を受けた場合、当該患者やその家族又は苦情・相談のあった医療機関の管理者に対し、必要に応じて助言を行うこととされており、きめ細やかな支援を行っている。保険者についても、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて」（平成16年12月27日保発第1227001号）などの関連ガイドラインを通知し、適切な対応を引き続き求めている。

【施策番号69】

イ 金融庁において、犯罪被害者等の保険利用に関する情報をはじめとする個人情報の取扱いに関し、保険会社に問題があると認められる場合には、「保険業法」（平成7年法律第105号）等に基づき、保険会社に対する検査・監督において適切な対応を行っている。

2 安全の確保（基本法第15条関係）

(1) 加害者に関する情報提供の拡充

【施策番号70】

ア 法務省において、犯罪被害者が加害者との接触回避などの措置を講じることにより再被害を避けることができるよう、出所情報通知制度を実施している。警察から再被害防止措置上必要とする受刑者の釈放などに関する情報の通報要請があった場合、通報を行うのが相当であると認められるときは、受刑者の釈放などに関する情報（自由刑の執行終了による釈放予定と予定年月日・帰住予定地、仮釈放による釈放予定と予定年月日・指定帰住地など）を通報している。

また、犯罪被害者等が希望する場合に、検察官が相当と認めるときは、犯罪被害者等に対し、受刑者の釈放前に釈放予定に関する通知を行っている。

本施策については、実施後11年経過したところであるが、各会議などにおいて制度について周知を図り、実務担当者からも犯罪被害者等に対して案内をしている。

【施策番号71】

イ 警察において、子どもを対象とした暴力的な性犯罪により刑事施設に服役している者の出所予定日、出所後の帰住予定先などの出所情報について、平成17年6月から、法務省から提供を受け、出所者の改善更生や社会復帰を妨げないように配慮しつつ、犯罪の予防や捜査への活用を図ってきたところであるが、その運用状況を検証して制度の見直しを行い、平成23年4月から訪問による所在確認や同意を前提とした面談を取り入れるなど再犯防止措置について強化したところである。

犯罪被害者等に対する出所情報通知状況

	通知希望者数	通知者数
平成13年	131	37
平成14年	264	125
平成15年	344	250
平成16年	622	440
平成17年	787	559
平成18年	1,135	779
平成19年	1,080	782
平成20年	855	663
平成21年	371	487
平成22年	391	490
平成23年	298	395
平成24年	300	361
合計	6,578	5,368

提供：法務省

(2) 判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報提供拡充の検討及び施策の実施

【施策番号72】

検察庁において、事件の処理結果、公判期日、裁判結果などのほか、希望があるときは不起訴裁定の主文、不起訴裁定の理由の骨子などを通知する、全国統一の被害者等通知制